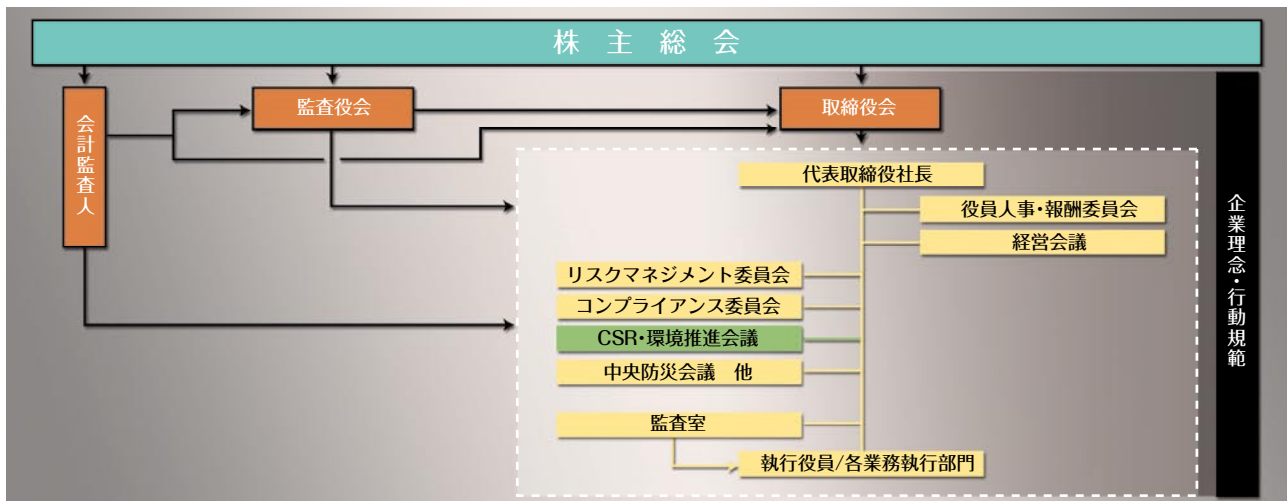


コーポレートガバナンス体制

横浜ゴムグループは、「企業理念」の下に健全で透明性と公平性のある経営を実現するコーポレートガバナンス体制を築き、さらにこの体制の充実と強化に努めています。これにより企業価値の継続的な向上が図れる経営体質とし、すべてのステークホルダーから「ゆるぎない信頼」を得られる経営を目指します。

取締役は自らの行動指針となる「会社法に基づく内部統制システムの基本方針」を取締役に於て決議し、取締役会において経営にかかわる重要な意思決定を行うと共に、相互

コーポレートガバナンス体制



内部統制システムの充実

2006年5月の取締役会で、業務の適正を確保するための「会社法に基づく内部統制システムの基本方針」を決議し、その実施状況を毎年フォローすると共に2009年4月には「反社会的勢力排除に関する方針」を明記するなどの見直しも行い、さらに充実を図るべく取り組んでいます。また2008年度から適用が開始されたJ-SOX法(金融商品

に取締役の職務執行状況の監督を行います。

業務執行においては、経営会議を最高機関とし、各委員会・会議体で重要なリスク管理にかかわる事項を含むそれぞれの分野の方針を策定し、各事業部門へのマネジメントへ繋がるガバナンス体制を構築しています。

監査体制として、取締役の職務執行を監査する監査役による監査、外部監査となる会計監査人による会計監査、および監査室による各執行部門とグループ会社の業務および会計監査、これらは互いに独立性を保った活動を行い三様監査体制を確立しています。

リスクマネジメント体制

経営に重大な影響を及ぼすリスクを横断的に管理し適切に対処すべく、リスクマネジメント委員会を設置しています。リスクマネジメント委員会は、「緊急事態発生時に迅速な対応を行う」、「想定されるリスクへの対応を確認し、隙のないリスク管理体制を構築する」の2つの機能を持っています。緊急事態として最近の大きな出来事に、新型インフルエンザの発生があります。2009年4月に世界保健機関(WHO)が警戒レベルをフェーズ4に上げたのを受けて、直ちに社長を本部長とする「新型インフルエンザ対策本部」を設置し取り組んでいます。横浜ゴムでは新型インフルエンザ対策の事業継続計画(BCP)基本方針を、「社内での感染拡大予防策を徹底しながら事業を継続する。社外において感染源にならないことを配慮する」とし取り組んで

取引法による財務計算に関する体制の評価)にも対応し、その内部評価および外部評価のいずれにおいても内部統制システムは有効であると評価されました。この面においても、さらなる改善に取り組み、継続的に有効な機能の維持に努めます。

います。この基本方針の下、海外出張者・海外赴任者への対応および各サイトでの入口対策による水際での感染予防の徹底、また地域、家庭、職場での感染時の対応などについて積極的な展開を行っています。

平時においても想定されるリスクへの対応を検討し、隙のないリスク管理体制を構築するためのPDCA活動も重要なリスクマネジメントとして取り組んでいます。

リスクの的確な把握とコントロールを行うために、横浜ゴムグループ全体に及ぶ安全、地震・火災、コンプライアンス、環境などのリスクに対しては、それぞれの委員会・会議体で対応の方針・施策を策定し展開すると共に、各事業部門ではこれに加えて品質および事業運営に関するリスクへの取り組みを行っています。

コンプライアンスへの取り組み

■コンプライアンスの基本的な考え方

コンプライアンスは私たちの毎日の業務の中で実践されなければならないと強く認識しています。そのためコンプライアンスの体制、活動、教育はいずれも身近で具体性があり、ルールを順守し社会的良識をもって行動することの重要性を実感できるものでなければならない、という考え方で取り組んでいます。

■コンプライアンス体制

社内すべての部門にコンプライアンス推進者、グループ会社にはコンプライアンス責任者を配置し、啓発活動の計画・実績やコンプライアンスにかかわる出来事を相互に報告しあい情報の共有化を図っています。

■コンプライアンス委員会

委員長に社長が就任し、コンプライアンス推進室が事務局になり年4回開催しています。委員会では四半期ごとの教育・啓発活動実績、部門からの報告内容、内部通報制度や相談室への相談内容とそれぞれにとった対応、再発防止策を審議しています。

■内部通報制度

<コンプライアンス・ホットライン>

公益通報者保護法に則り設置された、コンプライアンス推進室と外部弁護士事務所を窓口とする、匿名の通報にも対応する制度です。窓口の電話、FAX、eメールアドレスの印刷されたコンプライアンス・カードは、国内グループ会社のすべての構成員に配布されています。いかめしいイメージを払拭し、親しみやすさを出すためこのような名称にしています。

相談実績(2008年度)

コンプライアンス・ホットライン	3件
なんでも相談室	24件

■教育・啓発活動

<eラーニング>

eラーニングを利用した教育では独占禁止法入門、コンプライアンス講義(偽装行為)、コンプライアンス入門を実施しました。特に独占禁止法入門では横浜ゴムと国内販売会社の販売担当者全員に実施しました。

教育実績(2008年度)

コンプライアンス講義(偽装行為)	e-ラーニング形式	2,094人
独占禁止法入門	e-ラーニング形式	1,518人
コンプライアンス入門	e-ラーニング形式	129人
コンプライアンス入門	集合形式	27人

<社内ホームページの利用>

2006年からコンプライアンス推進室ホームページを社内イントラネット内に設け、グループ内で実際にあった法律問題の概要と対応策、法律に関する豆知識、独占禁止法の解説、従業員からの相談事例と解決策などの情報を公開し、啓発活動のツールとしています。

<なんでも相談室>

会社で疑問に思ったこと、不安に感じたことを、横浜ゴムの社内eメール利用者なら誰でも相談できる窓口です。違法性・疑惑はハッキリしないが、まず確認したいもの、日常的な法務に関する疑問・質問・相談に法務担当者が対応していて、さまざまな相談が寄せられています。

マリナーズ販売をめぐるカルテルについて

横浜ゴムは2009年1月28日、欧州委員会からマリナーズ販売をめぐるカルテルに関して、「カルテル事案における制裁金の免除又は軽減に関する告示」の適用を受けた結果、制裁金を免除された旨、公表されました。これは2006年の社内調査によって当該商品の販売に関するカルテルへの関与が明らかとなり、欧州委員会に制裁金免除申請を行ったものです。皆さまに多大なご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。私たちはこのようなことを繰り返さないため、コンプライアンスの順守徹底に全社一丸となって取り組んでおりますのでご理解の程よろしくお願い申し上げます。

アスベストによる健康障害の発生について

健康障害者の発生状況(2009年6月現在)

2006年1月に肺がんの手術を受けた平塚製造所の元従業員1名が、同年10月に労災認定を受けました。2002年1月に肺がん死亡した平塚製造所の元従業員1名が2007年5月に労災認定を受けました。平塚製造所の元従業員2名が、2006年3月、2009年5月にそれぞれ健康管理手帳を交付されています。なお、横浜ゴムおよびグループ会社の工場周辺地域におけるアスベストに関する健康被害のお申し出、ご相談はありません。